

業務委任契約書

野田市立山崎小学校PTA会長 常盤 臣 (以下「甲」という) と野田市立山崎小学校校長

石井 徳子 (以下「乙」という) とは、山崎小学校PTAの業務に関して、次の通り業務委任契約を締結する。

(委任事項)

第1条 甲は乙に対し、山崎小学校PTA業務のうち、次の行為をなすことを委任し、乙はこれを受諾する。

- 1) PTA会費の集金及び督促
- 2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管
- 3) PTA広報紙、各種PTA関連文書等の配布
- 4) PTAへの提出物の回収・保管
- 5) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2. 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、都度、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は第三者に対し、委任事項の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、乙の事前の申し出により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(報酬)

第3条 この委任契約に関し、乙に名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。また、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、または甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約期間及び有効期間の継続)

第5条 本契約期間は、2025年4月30日までとする。ただし、甲乙いずれにおいても、1箇月前までに相手に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。また、甲乙いずれからも前記の通知がない場合、契約は自動的に1箇年更新されるものとする。

(実施状況の確認)

第6条 甲は、委任業務の実施状況について、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、聞き取りや書類の確認等を行うことができる。

(補足)

第7条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙が誠意を持って協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙ともに署名または記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2024年5月22日

委任者(甲) 野田市立山崎小学校PTA会長

常盤 臣 

受任者(乙) 野田市立山崎小学校校長

石井 徳子 